

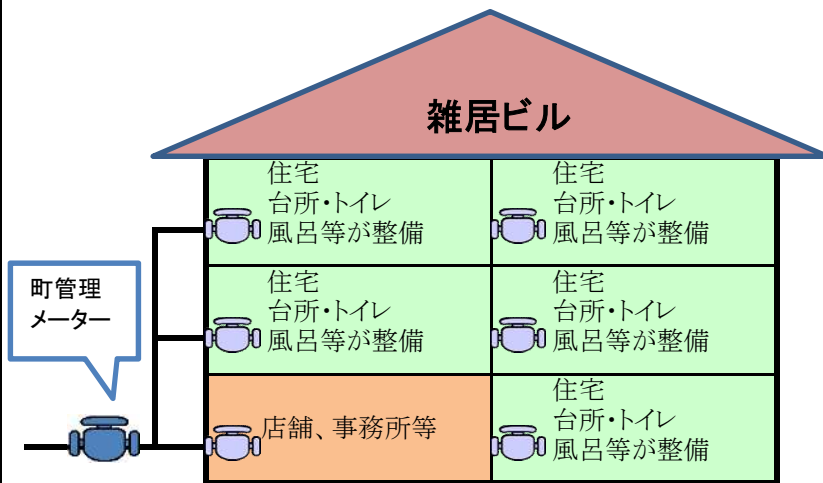
共同住宅等の所有者や管理会社の方へ

共同住宅の水道料金について

水道料金は使用量が増えると単価が高くなります。その為北谷町で管理するメーター1個を使って複数の世帯が共同で使用するアパート、マンションといった共同住宅や、2世帯住宅（1F、2Fそれぞれ水廻りが独立している場合）などは、「連合専用」の用途とすることで、各世帯が均等に使用したものとみなして料金を計算するため通常の計算方法に比べて料金が安くなる場合があります。

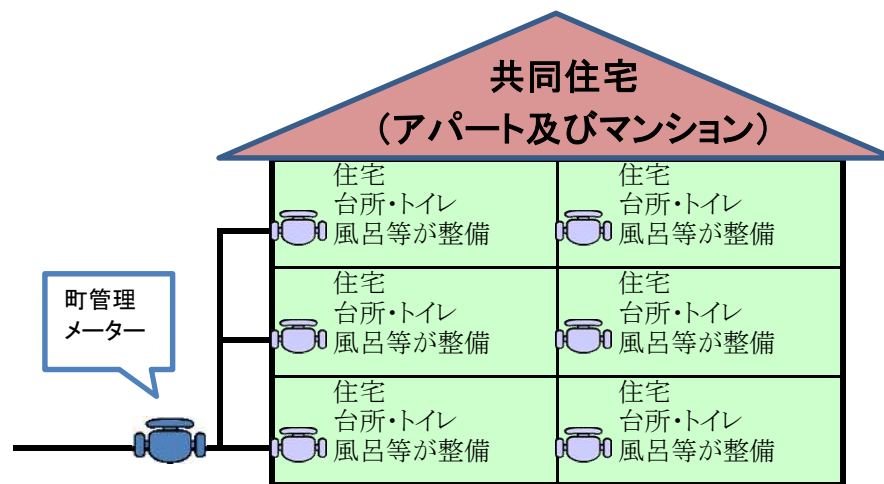
詳しくは、ホームページ又は下記連絡先までお願いします。
問い合わせ先／北谷町上下水道課 電話098-936-3923
ホームページ <http://www.chatan.jp/>

×連合専用の適用ができない場合



○連合専用が適用できない雑居ビル
北谷町管理のメーターを共同住宅と店舗で分離していない場合

○連合専用の適用ができる場合



○連合専用が適用可能な雑居ビル
北谷町管理のメーターを共同住宅と店舗で分離している場合

